

申入書

2020（令和2）年12月15日

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋4-7-11 カクタス飯田橋ビル10階
株式会社E C スタジオ 御中

〒321-0968

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山口 益弘

TEL／FAX 028-678-8000

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

さて、貴会の会員サイト利用規約には、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害する不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、下記に述べるとおり申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴会の見解や対応につき、2021（令和3）年2月1日までに上記連絡先宛に書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書及び貴会からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当法人において公表させていただく可能性があることを申し添えます。

第1 規約の改定

第11条（本規約の改定）

当社は、本規約を任意に改定できるものとし、また、当社において本規約を補充する規約(以下「補充規約」といいます)を定めることができます。本規約の改定または補充は、改定後の本規約または補充規約を当社所定の掲示し、登録のメールアドレスへ通知したときにその効力を生じるものとします。この場合、会員は、改定後の規約および補充規約に従うものとします。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約から第11条を削除すること、または、適切な条項に修正することを求めます。

2 申し入れの理由

消費者契約法第10条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めています。

契約は、当事者の合意によって成り立つものであり、民法第521条以下の規定が当然の前提としているとおり、規約内容を変更する場合にも原則として両当事者の個別的な合意が必要です。

そのため、定型約款の変更についても、①定型約款の変更が、消費者一般の利益に適合するとき、または、②定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限って、個別的合意なく変更が認

められるものとしております（民法第548条の4第1項参照）。

また、定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならず、上記②の変更は、効力が到来するまでに周知しなければその効力が生じないとしています（民法第548条の4第2項、同第3項参照）。

ところが、本件利用規約第11条は、上記①及び②のような限定をすることなく、貴社に一方的な特約の変更権を与えるものです。

したがって、本件利用規約第11条は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項です。

また、本条項は、消費者にとって不利益変更となる場合でも、極めて広範な裁量権を貴社に留保する規程であって、消費者が予期しない不利益変更により不測の損害を被る可能性があり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

よって、本件利用規約第11条は、消費者契約法第10条により無効となります。

第2 商品の購入

第12条（商品の購入）

5. 当社商品を宣伝する他社または個人の広告サイト・アフェリエイトサイト等（以下、「該当サイト」といいます）で記載している内容について、当社は責任を負いません。
6. 第三者のウェブサイト若しくはリソースから本サービスへのリンクを提

供している場合、当社は、当該リンク元の内容、利用及びその結果（適法性、有効性、正確性、確実性、安全性、最新性及び完全性を含みますが、これらに限られません）について、いかなる責任も負わないものとします。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約から、第12条5項及び同条6項を削除することを求めます。

2 申し入れの理由

消費者契約法第8条1項1号及び同3号は、消費者契約において、事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（1号）、消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（3号）をいずれも無効としています。

貴社自身が、貴社の商品を宣伝する他社及び個人、または、貴社のサービスへのリンクを提供している第三者（以下、「他社及び個人等」と言います。）に貴社の商品の宣伝や、貴社のサービスへのリンクを依頼している場合などであれば、他社及び個人の記載内容等であっても、貴社に債務不履行又は不法行為が生じる可能性が否定できません。

このような場合においても、本件利用規約第12条5項及び同条6項は、貴社の損害を賠償する責任の全部を免除する内容となっており、消費者契約法8条1項1号及び同3号により無効となります。

第3 解約

第14条（解約）

- 定期コースの解約は、商品お届け予定日の10日前にお電話、メール、マ

イページにて解約を承ります。

商品お届け予定日の 10 日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。尚、商品お届け予定日はマイページにてご確認頂けます。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約第 14 条 1 項のうち、「商品お届け予定日の 10 日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。」の部分は、削除することを求めます。

2 申し入れの理由

本件利用規約第 14 条 1 項に関する、当法人からの 2020（令和 2 年）8 月 6 日付お問い合わせ書に対し、貴社は、2020 年 8 月 19 日付回答書で、「次回お受け取り予定分の受け取り後に、次々回お届け予定分の解約を受付しております。」と回答しておりますが、これでは、次々回商品の解約の受付時期が、次回商品受け取り後から次々回商品のお届け予定日の 10 日前に限定されてしまいます。

しかし、次々回商品を解約するに際しては、次回商品を受け取る前に解約を受け付けても不都合な事態が生じるとは思えず、次回商品を受け取った後でなければ解約を受け付けない合理的理由はありません。

したがって、本件利用規約第 14 条 1 項のうち、「商品お届け予定日の 10 日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。」の部分は、消費者による解約を不当に制限しているものであり、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するものです。

また、消費者が契約上認められるべき解約手続が取れずに、意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

よって、本件利用規約第14条1項のうち、「商品お届け予定日の10日以内を過ぎている場合、次回お届け予定分のお受け取り後の解約となります。」の部分は、消費者契約法第10条により無効となりえます。

第4 管轄裁判所

第15条（準拠法、管轄裁判所）

本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

1 申し入れの趣旨

本件利用規約から、第15条を削除することを求めます。

2 申し入れの理由

民事訴訟法第4条ないし第7条は、当事者の住所や請求の内容等に応じた管轄を規定しています。本件利用規約はサイト会員利用規約であるため、日本全国の会員との間で訴訟が生じる可能性があり、原則として、民事訴訟法4条ないし7条によって管轄裁判所が定まることになります。

しかるに、本件利用規約第15条は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として規定しています。すなわち、本規定は、他の管轄を排除して東京地方裁判所を第一審の管轄とするものであるため、会員が東京から遠い地域に居住する場合であっても、一律に東京地方裁判所において訴訟を行わざるを得ないものです。

よって、本件利用条項第15条は、消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に關しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であつて、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものといえます。

したがつて、本件利用規約第15条は、消費者契約法10条に反し、無効となりえます。

以上